

北九州市公報

発行所
北九州市小倉北区域内1番1号
北九州市役所

目次

◇ 告 示

ページ

- 瀬戸内海環境保全特別措置法の規定による特定施設の設置の許可申請【環境局環境監視部環境監視課】 2
- 居宅サービス事業者及び介護予防サービス事業者の指定【保健福祉局長寿推進部介護保険課】 6
- 指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者からの廃止の届出【保健福祉局長寿推進部介護保険課】 7

◇ 公 告

- 委託契約に係る一般競争入札の公告【財政・変革局税務部課税第二課】 8
- 請負契約に係る一般競争入札の公告【技術監理局契約部契約課】 11
- 大規模小売店舗の変更事項の届出（3件）【産業経済局地域経済振興部サービス産業政策課】 13
- 特定調達契約に係る一般競争入札の公告【技術監理局契約部契約課】 19

北九州市告示第 397 号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和 48 年法律第 110 号）第 5 条第 1 項の規定による特定施設の設置の許可申請があったので、同条第 4 項の規定によりその概要を告示し、同条第 3 項に規定する事前評価に関する事項を記載した書面を次のとおり公衆の縦覧に供する。

なお、当該特定施設の設置に関し利害関係を有する者は、縦覧期間満了の日までに、北九州市長に、事前評価に関する事項についての意見書を提出することができる。

令和 6 年 10 月 9 日

北九州市長 武内和久

1 申請の概要

(1) 申請者

北九州市小倉北区東港一丁目 4 番 8 号
小倉合成工業株式会社
代表取締役社長 今別府 誠

(2) 工場又は事業場の所在地及び名称

北九州市小倉北区東港一丁目 4 番 8 号
小倉合成工業株式会社

(3) 設置される特定施設に関する事項

ア 種類、名称及び能力

種類	水質汚濁防止法施行令（昭和 46 年政令第 188 号）別表第 1 の第 46 号ニに掲げる廃ガス洗浄施設
名称	3 工場脱臭装置（NS-50）
能力	2000 / 分

イ 使用時間間隔、1 日当たりの使用時間、季節的変動及び施設の設置年月日

使用時間間隔	10 日間連続 / 回
1 日当たりの使用時間	24 時間
季節的変動	適宜（年間 4 回程度使用）
設置年月日	許可日以降

ウ 使用時において当該特定施設から排出される汚水等の 1 日当たりの量及び汚染状態

汚水等の量 (m^3 / 日)	通常 2.3 最大 2.3
-----------------------	------------------

水素イオン濃度	通常 6～7 最大 7～8
アンモニウム化合物 (mg/ℓ)	通常 47, 400 最大 47, 400

(4) 汚水等の処理施設に関する事項

汚水等の処理施設の名称、使用時における当該汚水処理施設による処理後の汚水等の1日当たりの通常量及び最大量並びに当該汚水等の汚染状態の通常値及び最大の値等

全工場工程排水

項目	設置前	設置後
汚水等の量 (m ³ /日)	通常 190 最大 500	通常 114 最大 224
水素イオン濃度	通常 6～8 最大 6～8	同左
生物化学的酸素要求量 (mg/ℓ)	通常 30 最大 190	同左
浮遊物質 (mg/ℓ)	通常 30 最大 190	同左
ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (動植物油脂類含有量) (mg/ℓ)	通常 1 最大 3	同左
亜鉛含有量 (mg/ℓ)	通常 0.5 最大 1.5	同左
窒素含有量 (mg/ℓ)	通常 5 最大 25	同左
りん 磷含有量 (mg/ℓ)	通常 1 最大 5	同左

備考 特定施設の汚水は、当該汚水処理施設で処理後、公共下水道に全量排出する。

(5) 排水に関する事項

ア 排水口名 No. 1排水口

排水量及び汚染の状態

項目	設置前	設置後

排出水の量 (m^3 / 日)	通常 160 最大 190	同左
水素イオン濃度	通常 7.5 最大 8.5	同左
生物化学的酸素要求量 (mg / l)	通常 10 最大 30	同左
化学的酸素要求量 (mg / l)	通常 5 最大 20	同左
浮遊物質量 (mg / l)	通常 15 最大 30	同左
窒素含有量 (mg / l)	通常 1 最大 1.5	同左
燐含有量 (mg / l)	通常 0.3 最大 0.5	同左

備考 工業用水用ろ過施設の維持管理水のみ排出する。

イ 排水口名 No. 6排水口

排水量及び汚染の状態

項目	設置前	設置後
排出水の量 (m^3 / 日)	通常 840 最大 960	同左
水素イオン濃度	通常 7.0 最大 8.0	同左
生物化学的酸素要求量 (mg / l)	通常 1 最大 5	同左
化学的酸素要求量 (mg / l)	通常 1 最大 5	同左
浮遊物質量 (mg / l)	通常 6 最大 15	同左
窒素含有量 (mg / l)	通常 3 最大 5	同左
燐含有量 (mg / l)	通常 0.7 最大 1	同左

備考 間接冷却水のみ排出する。

2 縦覧の期間及び場所

(1) 期間

令和6年10月9日から同年10月30日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の毎日午前8時30分から午後5時15分まで

(2) 場所

北九州市小倉北区域内1番1号

北九州市環境局環境監視部環境監視課

3 意見書の提出要領

事前評価に関する事項についての意見をできるだけ具体的に記載した文書を、令和6年10月30日までに前項第2号の場所に到着するように提出すること。

北九州市告示第 398 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 41 条第 1 項及び第 53 条第 1 項の規定により、居宅サービス事業者及び介護予防サービス事業者を指定したので、同法第 78 条第 1 号及び第 115 条の 10 第 1 号の規定により、次のとおり告示する。

令和 6 年 10 月 9 日

北九州市長 武内和久

1 訪問介護

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	指定年月日
4070 4063 78	セントケア北九州	北九州市小倉北区上富野五丁目7番6号	セントケア九州株式会社	令和6年10月1日

2 訪問看護及び介護予防訪問看護

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	指定年月日
4067 7913 45	ツクイ北九州訪問看護ステーション	北九州市小倉北区紺屋町12番4号 大樹生命北九州小倉ビル1階	株式会社ツクイ	令和6年10月1日

3 通所介護

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	指定年月日
4070 7084 76	グリーンコープデイサービスセンターおひらき	北九州市八幡西区御開三丁目40番47号	社会福祉法人グリーンコープ	令和6年10月1日
4070 7084 84	デイサービスここあの里則松	北九州市八幡西区則松六丁目9番41号	株式会社ここあ介護サービス	令和6年10月1日

北九州市告示第 399 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 75 条第 2 項及び第 115 条の 5 第 2 項の規定により、指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者から廃止の届出があったので、同法第 78 条第 2 号及び第 115 条の 10 第 2 号の規定により、次のとおり告示する。

令和 6 年 10 月 9 日

北九州市長 武 内 和 久

1 訪問介護

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	廃止年月日
4070 5058 15	ヘルパーステーション 彩生	北九州市若松区 上原町 8 番 1 号	株式会社わか ぞの	令和 6 年 9 月 30 日
4070 5058 49	メディファム・ ケアサービス	北九州市小倉南 区南若園町 2 番 25 号	株式会社メデ ィファム	令和 6 年 9 月 30 日

2 訪問看護及び介護予防訪問看護

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	廃止年月日
4066 6906 54	訪問看護ステーション ビヨンド	北九州市八幡西 区藤田二丁目 1 番 1-103 号	合同会社燦	令和 6 年 9 月 30 日

3 福祉用具貸与及び介護予防福祉用具貸与

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	廃止年月日
4070 7071 97	みどり福祉ケア サービス	北九州市八幡西 区楠橋上方二丁 目 10 番 7 号	小川工務店株 式会社	令和 6 年 9 月 30 日

4 特定福祉用具販売及び特定介護予防福祉用具販売

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	廃止年月日
4070 7072 05	みどり福祉ケア サービス	北九州市八幡西 区楠橋上方二丁 目 10 番 7 号	小川工務店株 式会社	令和 6 年 9 月 30 日

北九州市公告第728号

一般競争入札により、委託契約を締結するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び北九州市契約規則（昭和39年北九州市規則第25号。以下「契約規則」という。）第4条第1項の規定により、次のとおり公告する。

令和6年10月9日

北九州市長 武内和久

1 委託内容

- (1) 業務名及び数量 令和7年度分個人市県民税・森林環境税特別徴収税額通知書等作成及び封入・封かん業務 一式
- (2) 履行の内容等 入札説明書及び仕様書で定めるとおり
- (3) 履行期間 契約締結日から令和8年5月31日まで
- (4) 成果品納入場所 市の指定した場所
- (5) 入札方法 総価により行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争入札参加資格

次の各号のいずれにも該当する者であること。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 北九州市物品等供給契約の競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則（平成7年北九州市規則第11号）第6条第1項の有資格業者名簿に記載されていること。
- (3) この公告の日前3年間に、特別徴収税額通知書等作成及び封入・封かん業務等を地方自治体等の官公庁から受託した実績があること。
- (4) 本市から指名停止を受けている期間中でないこと。
- (5) 一般財団法人日本情報経済社会推進協会からプライバシーマークを付与されている者であること。

3 入札の場所等

- (1) 契約条項を示す場所及び日時
ア 場所 北九州市小倉北区室町一丁目1番1号
リバーウォーク北九州3階

北九州市財政・変革局税務部課税第二課

イ 日時 この公告の日から令和6年11月1日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「日曜日等」という。）を除く。）の毎日午前9時から午前11時30分まで及び午後1時から午後5時まで並びに同月5日の午前9時から午前10時まで

(2) 入札説明書及び仕様書の交付方法 前号アの場所及び前号イの期間において無償で交付する。

(3) 競争参加の申出書の提出 この公告に係る一般競争入札に参加を希望する者は、令和6年10月21日まで（日曜日等を除く。）に競争参加の申出書を第1号アの北九州市財政・変革局税務部課税第二課に提出しなければならない。

(4) 入札説明会の場所及び日時

ア 場所 北九州市小倉北区城内1番1号
北九州市役所本庁舎地下2階第2入札室

イ 日時 令和6年10月25日午後2時

ウ 途中入場は認めない。

(5) 仕様書に対する質問

入札説明会後において仕様書に対する質問がある場合は、次のとおり書面により提出すること。

なお、書面は、ファックス又は電子メールによるものも受け付ける。

ア 場所 第1号アの場所と同じ。

イ 期限 令和6年10月29日午後5時までに必着のこと。

ウ 質問書に対する回答は、入札説明会に参加した者に令和6年11月1日午前11時までにファックス又は電子メールで行う。

(6) 入札及び開札の場所及び日時

ア 場所 北九州市小倉北区城内1番1号
北九州市役所本庁舎地下2階第2入札室

イ 日時 令和6年11月5日午前10時

4 競争入札参加資格の確認

この一般競争入札に参加を希望する者は、次のとおり実績資料を提出し、確認を受けたうえで入札説明会に参加しなければならない。

(1) 実績資料 第2項第3号に該当する実績を明記し、履行を確認することができる書面又は契約書の写しを添付すること。

(2) 提出の期間、場所及び方法

ア 提出期間 この公告の日から令和6年10月21日まで（日曜日等を除く。）の毎日午前9時から午前11時30分まで及び午後1時から午後5時まで

イ 提出場所 第3項第1号アと同じ

ウ 提出方法 資料は持参するものとする。

(3) 競争入札参加資格の確認の結果は、令和6年10月22日までに通知する。

(4) その他

提出された資料は、返却しない。

5 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

ア 言語 日本語

イ 通貨 日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金 入札価格の100分の5以上。ただし、契約規則第5条第7項各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金 契約金額の100分の5以上。ただし、契約規則第25条第7項第1号又は第3号のいずれかに該当する場合は、免除する。

(3) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札

イ 申請書等に虚偽の記載をした者がした入札

ウ 契約規則第12条各号のいずれかに該当する入札

(4) 落札者の決定方法

契約規則第13条第1項の規定により定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札を行った者を落札者とする。

(5) 契約書作成の要否 要

(6) この公告に係る契約に関する事務を担当する主管課の名称及び所在地等

北九州市財政・変革局税務部課税第二課

〒803-0812 北九州市小倉北区室町一丁目1番1号

リバーウォーク北九州3階

電話 093-967-6846

北九州市公告第729号

次の工事について、一般競争入札により請負契約を締結するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び北九州市契約規則（昭和39年北九州市規則第25号。以下「契約規則」という。）第4条第1項の規定により、次のとおり公告する。

令和6年10月9日

北九州市長 武内和久

1 工事概要	工事名	若戸大橋（吊橋部）橋梁補修工事（6-2）	
	工事場所	北九州市戸畑区川代二丁目ほか	
	工事内容	塗替塗装工 5,520平方メートル ほか	
	工期	請負契約締結の日から令和8年3月13日まで	
	予定価格	5億2,516万円（消費税及び地方消費税相当額を除く。）	
	総合評価落札方式	適用する。	
	その他	<p>(1) この契約は、北九州市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年北九州市条例第81号）第2条の規定により北九州市議会（以下「市議会」という。）の議決に付さなければならない工事の請負契約であるため、落札の決定後、仮契約書により仮契約を締結し、本契約は市議会の可決の日をもって成立するものとする。この入札の落札者は、落札決定の日から北九州市（以下この項において「本市」という。）が指定する日までに、本市と仮契約を締結しなければならない。</p> <p>なお、市議会で否決された場合は、本契約を締結しない。この場合、本市は本契約が成立しないことによる補償は行わない。</p> <p>(2) この工事は、現場閉所による週休2日工事（発注者指定型）の試行対象工事である。詳細については、特記仕様書を確認すること。</p>	
2 競争入札参加資格（次のいずれにも該当する者であること。）	共同企業体の結成基準	構成員の数	構成員の数は、2社とする。 なお、構成員は、この工事について結成された他の共同企業体の構成員でないこと。
		出資比率	各構成員の出資比率が100分の30以上であること。
	共同企業体の構成員の資格	登録	建設工事業有資格業者名簿（注1）に記載され、有資格業者としての資格を有していること。
		登録工種	鋼構造物工事（希望順位を問わない。）
		許可	鋼構造物工事業について特定建設業の許可を受けていること。
		その他	本市から指名停止を受けている期間中でないこと。
	共同企業体の代表構成員の条件	所在地	北九州市内に、本店、主たる営業所、支店又は営業所のいずれもない者であっても競争参加することができる。
		指数	令和5・6年度北九州市建設工事入札参加資格審査申請の際に提出した経営規模等評価結果通知書総合評定値通知書の「建設工事の種類」「鋼構造物」の「総合評定値（P）」が1,300点以上であり、構成員中最大であること。
		出資比率	出資比率が構成員中最大であること。
		実績	平成6年度以降、日本国内における鋼長大吊橋（中央支間長300m以上、歩道吊橋除く。）の建設工事（新設に限る、増改築除く。）について、元請としての施工実績を有すること（JVとしての実績は構成員であれば可）。
	共同企業体の代表構成員以外の構成員の条件	技術者	この工事に係る監理技術者（直接的かつ恒常的な雇用関係（入札を行った日において雇用関係が3箇月以上経過していることをいう。以下同じ。）にある者に限る。）を専任で配置することができること。
		所在地	本店又は主たる営業所が北九州市内にあること。
指数		令和5・6年度北九州市建設工事入札参加資格審査申請の際に提出した経営規模等評価結果通知書総合評定値通知書の「建設工事の種類」「鋼構造物」の「総合評定値（P）」が1,000点以上であること。	
技術者		この工事に係る監理技術者（直接的かつ恒常的な雇用関係にある者に限る。）又は主任技術者（直接的かつ恒常的な雇用関係にある者に限る。）を専任で配置することができること。	
3 契約条項を示す場所及び期間	場所	北九州市小倉北区内1番1号 北九州市技術監理局契約部契約課	
期間	この公告の日から本件開札日まで（注2）の毎日午前9時から午前11時30分まで及び午後1時から午後4時30分まで		
4 競争参加資格確認申請書の提出期間	(1) この公告の日から令和6年10月28日まで（注2）の毎日午前9時から午後4時30分まで (2) 令和6年10月29日 午前9時から正午まで		
5 入札書の受付期間	(1) 令和6年11月7日及び同月8日 午前9時から午後7時まで (2) 令和6年11月11日 午前9時から午後4時30分まで		
6 開札の場所及び日時	場所	北九州市小倉北区内1番1号 北九州市技術監理局契約部契約課	
日時	令和6年11月26日 午前9時		
7 入札及び契約に関する条件	最低制限価格	設けない。	
	入札保証金	免除する。	
	契約保証金	契約金額の100分の10以上の額。ただし、契約規則第25条第7項第1号又は第2号のいずれかに該当する場合は、免除する。	

8 入札の無効	<p>次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。</p> <p>(1) この公告に示した競争参加資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札</p> <p>(2) 競争参加資格確認申請書等に虚偽の記載をした者の入札</p> <p>(3) 契約規則第12条各号のいずれかに該当する入札</p> <p>(4) 北九州市電子入札実施要領第10条各号のいずれかに該当する入札</p>
9 その他	<p>(1) この工事に係るその他入札に関する条件は、入札説明書による。</p> <p>(2) 入札説明書に定める期間中に仕様書等の交付を受けない者又は北九州市電子入札システムの利用者登録を完了していない者は、この入札に参加することができない。</p> <p>(3) この公告に関する問合せ先は、北九州市技術監理局契約部契約課（電話 093-582-2256）とする。</p>
<p>注1 北九州市建設工事競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則（平成6年北九州市規則第59号）第7条第1項に規定する有資格業者名簿をいう。</p> <p>注2 この公告第3項及び第4項に規定する期間内に、日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び12月29日から翌年の1月3日までの日が含まれる場合、それらの日を除く。</p>	

北九州市公告第730号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による大規模小売店舗の変更事項の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を北九州市長に提出することができる。

令和6年10月9日

北九州市長 武内和久

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

A S O B O X

北九州市小倉北区中津口二丁目76番地1外

2 大規模小売店舗を設置する者

三井住友信託銀行株式会社

東京都千代田区丸の内一丁目4番1号

代表取締役 大山一也

3 変更した事項

大規模小売店舗の名称

(1) 変更前 アサヒスーパーオアシスボックス

(2) 変更後 A S O B O X

4 変更の年月日

令和6年4月1日

5 変更する理由

営業政策上の理由

6 届出年月日

令和6年9月26日

7 縦覧場所

北九州市小倉北区城内1番1号

北九州市産業経済局地域経済振興部サービス産業政策課

8 縦覧期間

この公告の日から令和7年2月10日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日並びに令和6年12月30日から令和7年1月3日までを除く。）の毎日午前8時30分から午後5時まで

9 意見書の提出要領

次に掲げる事項を記載した文書を令和7年2月10日までに北九州市産業経済局地域経済振興部サービス産業政策課に到着するように提出すること。

- (1) 氏名又は団体名及び団体にあつては、その代表者の氏名
- (2) 住所又は所在地
- (3) 連絡先電話番号
- (4) 大規模小売店舗の名称及び所在地
- (5) 意見

北九州市公告第731号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による大規模小売店舗の変更事項の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を北九州市長に提出することができる。

令和6年10月9日

北九州市長 武内和久

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

アクロスプラザ枝光

北九州市八幡東区枝光二丁目1748番地11外

2 大規模小売店舗を設置する者

大和ハウスリアルティマネジメント株式会社

東京都千代田区神田三崎町三丁目3番21号

代表取締役 伊藤光博

3 変更した事項

(1) 大規模小売店舗の設置者の名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

ア 変更前 大和ハウスリアルティマネジメント株式会社

東京都千代田区飯田橋二丁目18番2号

代表取締役 伊藤光博

イ 変更後 大和ハウスリアルティマネジメント株式会社

東京都千代田区神田三崎町三丁目3番21号

代表取締役 伊藤光博

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

ア 変更前 株式会社コスモス薬品

福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号第一福岡ビルS館4階

代表取締役 横山英昭

ほか2者

イ 変更後 株式会社コスモス薬品

福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号

代表取締役 横山英昭

ほか 2 者

4 変更の年月日

(1) 前項第 1 号の変更 令和 6 年 3 月 1 3 日

(2) 前項第 2 号の変更 令和 6 年 7 月 1 5 日ほか

5 変更する理由

営業政策上の理由

6 届出年月日

令和 6 年 9 月 2 6 日

7 縦覧場所

北九州市小倉北区域内 1 番 1 号

北九州市産業経済局地域経済振興部サービス産業政策課

8 縦覧期間

この公告の日から令和 7 年 2 月 1 0 日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和 2 3 年法律第 1 7 8 号）に規定する休日並びに令和 6 年 1 2 月 3 0 日から令和 7 年 1 月 3 日までを除く。）の毎日午前 8 時 3 0 分から午後 5 時まで

9 意見書の提出要領

次に掲げる事項を記載した文書を令和 7 年 2 月 1 0 日までに北九州市産業経済局地域経済振興部サービス産業政策課に到着するように提出すること。

(1) 氏名又は団体名及び団体にあつては、その代表者の氏名

(2) 住所又は所在地

(3) 連絡先電話番号

(4) 大規模小売店舗の名称及び所在地

(5) 意見

北九州市公告第732号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による大規模小売店舗の変更事項の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を北九州市長に提出することができる。

令和6年10月9日

北九州市長 武内和久

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

アクロスプラザ小倉

北九州市小倉北区明和町67番19外

2 大規模小売店舗を設置する者

鹿島リース株式会社

東京都港区元赤坂一丁目6番6号

代表取締役 稲葉 仁

3 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(1) 変更前 青山商事株式会社

広島県福山市王子町一丁目3番5号

代表取締役 青山 理

ほか2者

(2) 変更後 青山商事株式会社

広島県福山市王子町一丁目3番5号

代表取締役 青山 理

ほか2者

4 変更の年月日

令和6年5月24日

5 変更する理由

営業政策上の理由

6 届出年月日

令和6年9月26日

7 縦覧場所

北九州市小倉北区域内 1 番 1 号

北九州市産業経済局地域経済振興部サービス産業政策課

8 縦覧期間

この公告の日から令和 7 年 2 月 1 0 日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和 2 3 年法律第 1 7 8 号）に規定する休日並びに令和 6 年 1 2 月 3 0 日から令和 7 年 1 月 3 日までを除く。）の毎日午前 8 時 3 0 分から午後 5 時まで

9 意見書の提出要領

次に掲げる事項を記載した文書を令和 7 年 2 月 1 0 日までに北九州市産業経済局地域経済振興部サービス産業政策課に到着するように提出すること。

- (1) 氏名又は団体名及び団体にあつては、その代表者の氏名
- (2) 住所又は所在地
- (3) 連絡先電話番号
- (4) 大規模小売店舗の名称及び所在地
- (5) 意見

北九州市公告第733号

一般競争入札により、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第4条に規定する特定調達契約を締結するので、北九州市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年北九州市規則第78号）第5条第1項の規定により読み替えて適用する北九州市契約規則（昭和39年北九州市規則第25号。以下「契約規則」という。）第4条第1項の規定により次のとおり公告する。

令和6年10月9日

北九州市長 武内和久

1 調達内容

(1) 購入品目及び数量

家庭ごみ収集用指定袋 785万枚

(2) 購入物品の特質等 仕様書に定めるとおり

(3) 履行期限 令和7年6月30日

(4) 納入場所 市の指示する場所

(5) 今後購入が予定される数量及び入札公告予定時期

いずれも入札期日の前日から起算して24日前までに公告する。

ア 740万枚 令和6年12月頃

イ 755万枚 令和7年1月頃

ウ 735万枚 令和7年4月頃

エ 740万枚 令和7年6月頃

(6) 最初の契約に係る入札公告日 令和6年8月1日

(7) 入札方法 総価により行う。入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とする。

(8) 電子入札案件 この公告に係る入札は、原則として電子入札システムにより行う。

2 電子入札に関する事項

(1) この公告に係る入札は、競争参加資格確認申請書（添付資料を除く。）の提出、競争参加資格確認通知書の発行、入札書（内訳書を含む。）の提出、開札、落札者の決定、落札通知書の発行等を電子入札システムに

より行う。ただし、電子入札により難しい場合は、事前に発注者の承諾を得て、北九州市電子入札運用基準（以下「運用基準」という。）第1章1-2（2）に規定するサブシステム又は紙入札により行うことができるものとする。

（2） 電子入札による手続開始後に、紙入札への途中変更は行わないものとする。ただし、入札参加者にやむを得ない事情が生じた場合には、発注者の承諾を得て紙入札に変更できるものとする。

（3） その他電子入札に係る運用については、北九州市電子入札実施要領、運用基準及び電子入札心得（一般・物品）によるものとする。

3 競争入札参加資格

次の各号のいずれにも該当する者であること。

（1） 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

（2） 北九州市物品等供給契約の競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則（平成7年北九州市規則第11号）第6条第1項の有資格業者名簿（以下「有資格業者名簿」という。）に記載されていること。

（3） 入札を行おうとする購入品目又はこれの同等品について、この公告日以前の5年間に、国、地方公共団体等の官公署（外国の官公署を含む。）又は北九州市の外郭団体及びこれに準じる団体からの発注に対し、遅滞なく誠実に納入した実績（納入数量の合計が157万枚以上であるものに限る。）があること。

（4） 本市から指名停止を受けている期間中でないこと。

4 競争入札参加資格審査の申請

この公告に係る一般競争入札に参加を希望する者で有資格業者名簿に記載されていないものは、北九州市技術監理局契約部契約制度課（電話 093-582-2545）に本入札に参加を希望する旨を告げた上で、令和6年10月22日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「日曜日等」という。）を除く。）に競争入札参加資格審査申請を行わなければならない。

5 入札手続等

（1） 契約条項を示す場所及び期間

ア 場所 北九州市小倉北区内1番1号
北九州市技術監理局契約部契約課

イ 期間 この公告の日から令和6年11月8日まで（日曜日等を除く。）の毎日午前9時から午後4時30分まで及び同月11日の午前9時か

ら午前10時まで

(2) 入札説明書及び仕様書の交付方法

北九州市技術監理局契約部のホームページからダウンロードする方法により交付する。ただし、これにより難しい場合は、前号アの場所において無償で交付する。

北九州市技術監理局契約部のホームページ

<http://www.k-nyusatsu.city.kitakyushu.jp/index.html>

(3) 入札説明会 入札説明会は、行わないものとする。

(4) 競争参加資格確認申請書の提出期間及び提出場所

この公告に係る一般競争入札に参加を希望する者は、競争参加資格確認申請書を電子入札システムにより、同申請書の添付資料を紙媒体により提出し、競争参加資格の確認を受けなければならない。ただし、発注者の承諾を得て当初から紙入札により参加する場合は、同申請書及び同申請書の添付資料を紙媒体により提出し、競争参加資格の確認を受けなければならない。

ア 電子入札システムによる提出期間

この公告の日から令和6年10月21日まで（日曜日等を除く。）の毎日午前9時から午後7時まで及び同月22日の午前9時から午後4時30分まで

イ 紙入札により参加する場合及び電子入札システムにより参加する場合の紙媒体の提出

(ア) 提出期間

この公告の日から令和6年10月22日まで（日曜日等を除く。）の毎日午前9時から午前11時30分まで及び午後1時から午後4時30分まで

(イ) 提出場所

第1号アの場所

(ウ) 提出方法

持参又は郵送（書留郵便に限る。）すること。

(5) 入札書の提出期限及び提出場所

入札書は、電子入札システムにより提出すること。ただし、発注者の承諾を得た場合は、紙媒体により郵送（書留郵便に限る。）すること。

ア 電子入札による入札書受付期間

令和6年10月30日から同年11月8日まで（日曜日等を除く。）の毎日午前9時から午後7時まで及び同月11日午前9時から午前10

時まで

イ 郵送による入札書の提出期限

第1号アの場所に令和6年11月8日午後5時までに必着のこと。

(6) 開札の場所及び日時

ア 場所 第1号アの場所

イ 日時 令和6年11月11日午前10時10分

6 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

ア 言語 日本語

イ 通貨 日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金 入札価格の100分の5以上。ただし、契約規則第5条第7項各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金 契約金額の100分の5以上。ただし、契約規則第25条第7項第1号又は第3号のいずれかに該当する場合は、免除する。

(3) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札

イ 申請書等に虚偽の記載をした者がした入札

ウ 契約規則第12条各号のいずれかに該当する入札

エ 北九州市電子入札実施要領第10条各号のいずれかに該当する入札

(4) 落札者の決定方法 契約規則第13条第1項の規定により定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札を行った者を落札者とする。

(5) 契約書作成の要否 要

(6) 契約書作成に要する費用（収入印紙等）は、全て落札者の負担とする。

(7) この公告に係る契約に関する事務を担当する主管課の名称及び所在地等

北九州市技術監理局契約部契約課

〒803-8501 北九州市小倉北区城内1番1号

電話 093-582-2017

7 Summary

(1) Product and Quantity

Purchase of Clear plastic bag for household garbage

Quantity: 7,850,000 sheets

(2) Deadline for the submission of tender

For tenders via the electronic bidding system :

10:00a.m., November 11, 2024

For tenders submitted by mail :

5:00p.m., November 8, 2024

(3) For further information, please contact: Contracts Division,
Contracts Department, Engineering Supervision Bureau, City of Kitakyushu
1-1 Jonai, Kokurakita-ku, Kitakyushu-city, 803-8501 Japan TEL093-582-2017